

一般社団法人 日本歯科理工学会  
功労賞授賞内規

(趣旨)

第1条 本内規は、本会表彰規程に基づき、本会の活動に功労のあった者を表彰するために定める。

(資格)

第2条 受賞者は下記のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本会会員で、原則として65歳以上で会員歴30年以上の学会活動に特段の功労があった者。
- (2) 前項に準ずる学会活動歴と特段の功労があり、所属機関の退職にともない代議員を退任する者。

(推薦)

第3条 地方会長あるいは理事が候補者を推薦する。

(表彰委員会及び選出方法)

第4条 表彰委員会は地方会長及び常任理事の若干名で構成する。表彰委員会には委員長及び副委員長をおく。委員長には常任理事があたり、副委員長は委員長が指名する。副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。表彰委員会は、授賞候補を選出し、理事会で承認を得る。

(表彰等)

第5条 本賞受賞者には賞状を授け表彰する。また、受賞者氏名及び受賞内容等を本会の機関誌に発表する。

(改廃)

第6条 本内規の改廃は、常任理事会の発案により、理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 本内規は、平成21年4月10日より施行する。
- 2 本内規は、平成24年10月12日一部改正施行する。
- 3 本内規は、平成25年4月12日一部改正施行する。
- 4 本内規は、平成29年10月13日一部改正施行する。

一般社団法人 日本歯科理工学会  
功労賞授賞資格申合せ

(趣旨)

第1条 本申合せは、功労賞授賞内規（以下、「内規」という。）の円滑な運用を目的として定める。

(功労について)

第2条 下記いずれかの活動歴について、内規第2条における特段の功労という。

- (1) 本会代議員歴
- (2) 本会学術講演会 準備委員長歴
- (3) 本会委員会委員歴
- (4) 他、常任理事会が前項1～3に相当する功労と認めた活動歴

(改廃)

第3条 本申合せの改廃は、表彰委員会の審議により、常任理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 本申合せは、平成29年8月30日より施行する。
- 2 本申合せは、平成30年4月13日一部改正施行する。